

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策について

この度の新型コロナウイルス感染症により、商工会地域の中小・小規模事業者の皆様にも多大な影響が生じていることから、本号では、事業者の皆様方の関心の高い国及び県の助成金や補助金等の概要を紹介いたします。

また、各地域の商工会では、資金繰りに係る経営相談を始めとして、各種の助成金や補助金等の申請のサポートも行っておりますので、お気軽にご相談ください。

### 助成金

#### 1 持続化給付金 (国)

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金です。

- ① 給付対象
  - ・中堅企業、中小企業、フリーランスを含む個人事業者その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%減少している者。
- ② 給付額
  - ・中小法人は200万円 個人事業者は100万円
  - ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
- ③ 申請期限 令和3年1月15日(金)

#### 2 家賃支援給付金 (国の令和2年度第2次補正予算による措置)

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して支給します。

- ① 給付対象
  - ・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。
    - (1) いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
    - (2) 連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少
- ② 給付額
  - ・申請時の直近の支払い家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)。
- ③ 給付率
  - ・給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円とし、6カ月分を給付。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。
  - ※支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。

#### 3 感染拡大防止協力金 (第2弾) (神奈川県)

県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力の中小企業または個人事業主等に交付します。

- ① 交付要件 (全て満たしていることが必要)
  - (1) 中小企業又は個人事業主等である。
  - (2) 令和2年5月6日以前に開業しており営業の実態がある
  - (3) 休業等を行う事務所または事業所が県内にある
  - (4) 休業等を行う事業は、人との接触や対面での作業がある
  - (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主的に5月7日から26日までの15日以上休業等をしている
  - (6) (個人事業主の場合) 休業等を行う事業による所得の全てが事業所得である
  - (7) 休業等を行う事業が、農業、漁業、林業ではない(ただし、一般消費者向けの販売・サービス等を行う事業は対象)
- ② 交付額 1事業者あたり10万円  
(事業所の賃借による加算はありません)
- ③ 申請期限 令和2年7月14日(火) (郵送: 当日消印有効)
- ④ 申込方法 郵送または電子申請

【神奈川県から】 感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステムにご協力をお願いします。(詳しくは県ホームページをご覧ください。)

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/osirase.html>

### 補助金

令和2年6月15日時点

#### 1 小規模事業者持続化補助金 (一般型)

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

- ① 補助対象者 小規模事業者であること
- ② 補助率 2/3
- ③ 補助上限 50万円  
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。
  - ・「事業再開枠」補助上限: 50万円、補助率: 定額(10/10)
  - ・「追加対策枠」補助上限: 50万円、補助率: 2/3又は定額(10/10)
  - ※創業事業者の特例(上限100万円への引上げの要件緩和)(当面の間、2020年創業者については創業の事実を登記簿又は開業届の写しにより確認)
  - ※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。
  - ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象。
- ④ 第3回受付締切 令和2年10月2日(金) [郵送: 当日消印有効]  
第4回受付締切 令和3年2月5日(金) [郵送: 当日消印有効]  
※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(制度内容、予定は変更する場合がございます。)

#### 2 小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型)

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者を支援いたします。

- ① 補助対象者 小規模事業者であること
- ② 補助率 2/3 (取組内容により3/4)
- ③ 補助上限 100万円  
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。
  - ・「事業再開枠」補助上限: 50万円、補助率: 定額(10/10)
  - ・「追加対策枠」補助上限: 50万円、補助率: 2/3、3/4又は定額(10/10)
  - ※売上が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2を即時支給する。
  - ※2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降のもの。
  - ※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象。
- ④ 第3回受付締切 令和2年8月7日(金) [郵送: 必着]  
第4回受付締切 令和3年10月2日(金) [郵送: 必着]

#### 3 その他の補助金 (コロナ対応)

- ① ものづくり・商業・サービス補助金 (通常枠・特別枠)
- ② IT導入補助金 (通常枠・特別枠)  
※詳細については、経済産業省ホームページ等にてご確認ください。

#### 【経済産業省ホームページについて】

経済産業省では、「新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ(資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備)」等の対策をホームページで公開しています。

制度内容の改訂が随時行われておりますので、活用にあたっては最新の情報をご確認ください。

URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/>



神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、県内中小企業、小規模事業者の皆様方を支援いたします。概要については次のとおりです。



### 新型コロナウイルス感染症対応資金の詳細

融資対象者	事業所所在市町村から、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者 (1) 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定(売上高が20%減少) (2) セーフティネット保証5号の認定(売上高が5%以上減少) (3) 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定(売上高が15%以上減少) 注: 創業3か月以上及び県内実績1年未満の方でもご利用いただけます。
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	4,000万円(別枠)
融資期間	10年以内(据置期間5年以内を含む)
融資利率	一定の要件を満たした場合、当初3年間無利子(下記「利子補給」参照) (1)及び(3)の場合 2年以内: 1.2% 2年超5年以内: 1.4% 5年超10年以内: 1.6% (2)の場合 1年超5年以内: 1.6% 5年超10年以内: 1.8%
利子補給	3年間全額(年2回、事後的にキャッシュバックします) ●対象者 ① 個人事業主(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする場合は5人)以下の場合に限る) ② 売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者(上記除く)
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 (1)及び(3)については100%保証、(2)については80%保証 ●保証料負担ゼロ ① 個人事業主(小規模企業者のみ) ② 売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者(上記除く) ●保証料率 0.425% 売上高の減少率が15%未満の小・中規模事業者(上記除く)
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日 (令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの)

保証制度については、神奈川県信用保証協会の各支店までお問い合わせください。

### 神奈川県信用保証協会

電話: 045-681-7178  
URL: <https://www.cgc-kanagawa.or.jp>

## 創業・革新子「SALON AYA」

寒川町岡田にある「SALON AYA」の代表の小平紋子さんは茅ヶ崎市の出身。百貨店で接客業を経験後、茅ヶ崎市内の各美容店でエステ技術を磨き、人と接することや話すことが好きなことを活かし、実践で身に着けたスキルを武器に独立を決意され、平成29年



代表の小平紋子さん

3月、寒川町にてフェイシャルサロンを開業。同時に商工会員になりました。

### 商工会とエキスパート(専門家の支援)でWEBによる情報発信と経営戦略の明確化

現在の店舗を借りる際、地元の不動産店の紹介で寒川町商工会を訪ね、創業したばかりで知名度が低いこと等の相談を受けましたので、エキスパート(WEB専門家)派遣とともにブログによる情報発信を提案しました。また、曖昧であった経営課題を整理するため、事業計画の作成を支援して、持続化補助金の活用にも挑戦してもらったことになりました。

当店が、エステ店であることをわかりやす



新しいホームページ



わかりやすくなった新看板

肌のつかれ「シミ」「かたいゴワゴワ」「くすみ・クマ」。お問い合わせが多い、「お肌のつかれ」「シミ」「かたいゴワゴワ」「くすみ・クマ。これからのことをお聞きしたところ、「忙しい毎日を送っている皆様のお肌の悩みを一緒に解決したい」と思っており、おお客様が今何を必要としているかを常に考え、随時トレンドに対応し、繰り返し学ぶ姿勢を心掛けています。スキルを身に付けたらそれで終わらず、常に自分に不足している能力を身に付ける努力は惜しまないつもりです。

くするためにホームページを刷新し、新しい看板も設置しました。また、見る人に親しみを持ってもらえるようチラシのデザインを再考し販売促進の実現に向け取り組みました。

### 支援の効果

新看板の設置により、通りがかりのお客様が入りやすくなり、刷新したホームページや、新しいチラシ35,000枚のポスティング、新聞折り込みにより、沢山のお問い合わせがあり、新規のお客様につながりました。

SALON AYA サロンアヤ  
神奈川県高座郡寒川町  
岡田1-20-14  
<https://www.salon-aya.com/>  
0467-95-1848

かざつき「毛穴の開き・黒ズミ」は超音波マサージ機のソニックミスティを使用することで改善がはかれます。また、女性の冷えや肌荒れが改善される「よもぎ蒸し」も昨年から始め好評です。アットホームでいつでもお気軽に立ち寄っていただけるお店ですので、女性ならではの悩みやご相談がございましたら是非お気軽にお問い合わせください。今後ますますのご活躍を期待しております。

寒川町商工会  
経営支援マネージャー  
渡辺真由美

**わかばカード提携店 募集中心**  
新規  
安心と生きがいを保障  
お問い合わせ・資料請求【業務推進部】  
TEL:045-201-3039  
平日9:00~17:00(土・日・祝休)  
神奈川県民共済生活協同組合 横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル

**神奈川県信用保証協会**  
金融支援  
創業支援  
経営支援  
～夢と未来に向けて～  
かながわの中小企業を応援します  
随時ご相談をお受けしています  
企業支援部 TEL:045(681)7174

新役員は次のとおり(敬称略)  
会長 柏木京子(綾瀬市)  
副会長 齋藤マリ子(逗子市) 今井恵子(二宮町)  
理事 峰尾由美子(小田原市橋) 長谷川元子(山北町) 大塚とよ子(座間市) 甘利ますみ(津久井)  
監事 清田悦子(寒川町) 石井妙子(湯河原町)

**中小企業の退職金**  
国の制度がサポートします。  
中小企業退職金共済制度  
●退職金の一部を国が助成します。  
●掛金は全額非課税、手数料も不要です。  
●社外独立型なので管理が簡単です。  
●パート・アルバイトさんも加入できます。  
お気軽にお問い合わせください  
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

**地域経済の持続的発展を支援 第59回通常総会を開催**  
神奈川県商工会連合会(会長・関戸昌邦)は、5月27日(水)、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮して、県連合会会議室において、書面による決議権行使による第59回通常総会を開催しました。  
議案については、第1号議案の令和元年度事業報告書並びに令和元年度一般会計及び同年度特別会計決算書が原案どおり可決承認されました。

**第46回 県女性連通常総会**  
柏木会長再任  
県女性連は、5月28日(木)、書面決議による、第46回通常総会を開催。第1号議案の令和元年度事業報告書並びに決算書、第2号議案の令和2年度事業計画書(案)並びに予算書(案)が原案どおり可決承認され、第3号議案の任期満了に伴う役員改選では柏木会長が再任となりました。

**「未来に向けた準備期間」 県青連 第53回 通常総会**  
5月12日(火)、座間市商工会別館において、県商工会青年部連合会、第53回通常総会を開催しました。  
本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、事前周知を重点的に、書面による議決権行使を中心に執り行いました。  
第1号議案の令和元年度事業報告や決算報告、第2号議案の令和2年度事業計画や予算について、原案どおり可決承認されました。  
令和2年度は、青年部員がビジネスPRを行い、商売繁盛や資質向上を図る事業、災害等が発生した場合の、情報の共有・伝達、支援体制等、県内のネットワーク向上を図る事業、県内商工会青年部の魅力をPRする事業など、新型コロナウイルス感染症影響下の新常态を踏まえ事業を推進します。